

1950年代前半のマラヤ情勢と アフマド・ルトフィ

坪井 祐司

1. はじめに

本論は、『カラム』誌の編集者アフマド・ルトフィ (Ahmad Lutfi) の1952～53年を中心とした時期における論説をとりあげ、その位置づけを分析するものである。

アフマド・ルトフィは出版社・カラム社の創設者であり、『カラム』誌において1950年の創刊から彼が死去する1969年まで一貫して主筆を務めた。彼はその論説を通じてマレー世界におけるイスラムを紐帯とした連帯を訴え続けた¹。著者は、前著で『カラム』創刊直後の1950年にシンガポールで起こった女性のイスラムへの改宗・結婚の正当性をめぐる裁判(ナドラ問題)をとりあげ、ルトフィがムスリムの権利を強く擁護し、この問題への介入に消極的であったマレー民族を代表する政党である UMNO(統一マレー国民組織)を批判していたことを指摘した[坪井 2011: 19-23]。

一方で、『カラム』誌全体をみわたせば、やや異なる論調の記事も見られる。著者は、[坪井2010]において同誌のコラム「祖国情勢(Hal ehwal tanah air)」をとりあげ、その著者および論調がマラヤの状況にあわせて変化していることを指摘した。1950、51年にはルトフィ、ブルハヌッディン・アルヘルミ(Burhanuddin Al-Helmy)²などの急進派の知識人がイスラムを核としたマレー人の統合を訴えていた。しかし、1952、53年になるとコラムの著者名が代わり、論調も UMNOに代表されるマレー・ナショナリズム主流派の見解に近づいていった[坪井 2010: 10-14]。

1 ルトフィは現在のインドネシア・カリマンタン生まれのアラブ系ムスリムであった。この出自も彼のイスラム主義思想に影響を与えていると思われる。ルトフィについては、包括的な伝記として[Talib 2002]がある。

2 ブルハヌッディンはマラヤムラユ民族党(Parti Kebangsaan Melayu Malaya)の創設者で、マラヤとインドネシアを横断する形でマレー人の連帯を主張した急進派知識人であったが、1950年にナドラ問題が暴動に発展した結果、当局に逮捕された。

3 表は、京都大学地域研究統合情報センターの『カラム』データベースから、彼のペンネームであるアフマド・ルトフィ、エドルス(Edrus)となっている記事を抽出したものである。

1952年以降の「祖国情勢」の論調とルトフィの立場は一見相反するように思われるが、両者の思想は『カラム』誌全体の論説のなかでどのように位置づけられるのであろうか。『カラム』の主筆であったルトフィは、「祖国情勢」は執筆しなくなった後も多くの記事を著している。そこで本論では、ルトフィが1952、53年に書いたマラヤ関連の記事をとりあげ、同時期の「祖国情勢」の記事と比較しながら分析する。それを通じて、この時期における『カラム』およびマレー・ムスリム知識人の戦略を明らかにしたい。

本論では、まず第2節で『カラム』におけるルトフィの記事の全体の動向を整理し、第3節で1952、53年のマラヤの宗教行政に関するルトフィの記事を取り上げてその主張を紹介する。第4節ではルトフィの論説と同時期の「祖国情勢」の記事との比較を行いながら、その意義を考察する。

2. 『カラム』における ルトフィの記事(1950～53年)

ルトフィは、『カラム』誌に少なくとも75編の記事を書いていることが確認できる³。その75編の記事のうち1953年8月号までに52編が書かれており、1950～53年という初期の段階に集中している(表1)。この時期のルトフィの記事について、主題をおおまかな年代順に整理してみると、以下の四つに分けられる。

(1) マラヤの政治

1950、51年の記事には、マラヤの政治を扱ったものが多い。著者が前著で触れたコラム「祖国情勢」は、1950年12月から1951年4月までに4編が書かれている[坪井 2010: 10-12]。また、1951年11月までに「我々はどこへいこうとしているのか(Ke mana kita hendak dibawa)」というコラムも9編書かれているが、これらもマラヤの政治を扱った記事である。これらの記事は、全体として宗教を核としたマレー・ムスリムの連帯を訴える論調であり、マレー・ナショナリズムの主たる

表1 『カラム』にアフマド・ルトフィが執筆した記事一覧(1950-1953年)

号	年	月	頁	コラム	タイトル	著者
1	1950	7	30		独立インドネシアを訪ねる (Melawat Indonesia Merdeka)	エドルス
2	1950	9	12		独立インドネシアを訪ねる (Melawat Indonesia Merdeka)	エドルス
2	1950	9	29		ナドラ:騒動を巻き起こした養子 (Nadrah: Anak Angkat yang Menggamparkan)	アフマド・ルトフィ
3	1950	10	15		レイコックはイスラムの感情を決起させた (Laycock Membangkitkan Perasaan Islam)	アフマド・ルトフィ
4	1950	11	9	A	我々はどこに行こうとしているのか…? (Ke mana kita hendak dibawa …?)	アフマド・ルトフィ
4	1950	11	29		独立インドネシアを訪ねる (Melawat Indonesia Merdeka)	エドルス
4	1950	11	35	B	ムラユ民族:団結せよ! (Bangsa Melayu – Marilah Bersatu!)	エドルス
5	1950	12	5	A	我々はどこに行こうとしているのか…? (Ke mana kita hendak dibawa …?)	アフマド・ルトフィ
5	1950	12	39		独立インドネシアを訪ねる (Melawat Indonesia Merdeka)	アフマド・ルトフィ
6	1951	1	6	A	我々はどこに行こうとしているのか…? (Ke mana kita hendak dibawa …?)	エドルス
6	1951	1	15		ナドラ——騒動を巻き起こした養子:不満による暴動、流血 (Nadrah – Anak Angkat yang Menggamparkan: Rusuhan dan Tumpah Darah Kerana Tak Puashati)	アフマド・ルトフィ
7	1951	2	12	A	東南アジアイスラム提言会議の決定に対する意見 (Pandangan atas keputusan Mukhtar Seruan Islam Tenggara Asia)	アフマド・ルトフィ
7	1951	2	17	B	我々が検討すべき問題:ムスリムの地位とナドラ問題における UMNOの決定 (Masalah Kita yang Wajib Dikaji: Kedudukan Kaum Muslimin dengan Keputusan UMNO dalam Perkara Nadrah)	エドルス
8	1951	3	11	B	我々が検討すべき問題:ダト・オンのムラユ人に対する批判への考察 (Masalah Kita yang Wajib Dikaji: Perhatian kepada Tuduhan2 Datuk Onn ke atas Orang Melayu)	エドルス
8	1951	3	30	A	まずイスラム初等教育制度を建設せよ (Binalah Susunan Pelajaran Rendah Islam Lebih Dahulu)	アフマド・ルトフィ
9	1951	4	30	B	マラヤ連邦における州議会選挙の意味 (Apa Maknanya Pilihan Raya dalam Negeri Persekutuan)	エドルス
10	1951	5	8		神よ! 神よ! 不幸になりたいのか? (Subhana Allah! Subhana Allah! Mau Masuk Neraka?)	エドルス
10	1951	5	11		アダット・プルバティをめぐるイスラムの見解 (Di Sekeliling Peristiwa Adat Perpatih dan Pandangan Islam)	アフマド・ルトフィ
11	1951	6	8	A	ボーイスカウトの宣誓はイスラム法に反するか? (Perihal Pengakap dan Perkara2 Sumpah Salah dalam Hukum Agama?)	アフマド・ルトフィ
12	1951	7	7	A	イスラム教育を抹殺しようとする新たな分子? (Anasir2 Baharu Hendak Menghapuskan Pengajaran Agama Islam?)	アフマド・ルトフィ
12	1951	7	39	C	宗教のために勤めよ (Bekerjalah Kerana Agama)	エドルス
13	1951	8	3		「新たな預言者」と会い、対話する:「新たな預言者」とはだれか (Berjumpa dan Berbual dengan "Nabi Baharu": Siapa Dia "Nabi Baharu")	アフマド・ルトフィ
13	1951	8	10	A	承認する前に約束が必要:オンの処置は危険である (Tentu telah Janji sebelum Kita Memberi atau Berbuat Baik: Langkah Onn Merbahaya)	エドルス
14	1951	9	4		マリク・アブドゥッラー・シュルクの殺害をめぐる (Di Sekeliling Perbunuhan al-Malik Abdullah Syeruk al-Urdunn)	エドルス
15	1951	10	4	A	UMNO党首の交代は新たな局面をもたらすか?:「IMP」はムラユにとって危険である (Perubahan Ketua UMNO akan Membawa Corak Baharu?: "IMP" Merbahaya kepada Melayu)	アフマド・ルトフィ
15	1951	10	6	C	汎マラヤ・ウラマー会議の成功を祝す (Sambutan kepada Kejayaan Persidangan Ulama Se-Malaya)	エドルス
16	1951	11	7	A	法学の例はここには来ていない (Tamsil Fiqh Dibawa Bukan pada Tempatnya)	エドルス
17	1951	12	4		注意:人の手先になってはいけな:それがムラユの闘争か? (Awat – Kita Jangan Dijadikan Perkakas Orang: Inikah Perjuangan Melayu?)	エドルス
18	1952	1	7	C	汎マラヤ・イスラム党の立場は一貫しない:危険 (Persatuan Islam Se Malaya Perdirinya Muzabzab: Merbahaya)	エドルス
18	1952	1	10		マラヤ連邦の市民権登録問題:時期尚早? (Perkara Mendaftarkan Kerakyatan Persekutuan Tanah Melayu: Sangat Muda?)	アフマド・ルトフィ
○19	1952	2	12	D	認識せよ! (Insafilah!)	エドルス
19	1952	2	23	C	勤めよ! アッラーの国における教主を立てるという神への約束を果たすために:団体が必要 (Bekerjalah! Kerana Menyampaikan Janji Tuhan, Menjadikan Kita Khalifah di Bumi Allah: Persatuan Dikehendaki)	アフマド・ルトフィ
○20	1952	3	1	D	アザンを聞け! (Dengarlah Azan!)	エドルス
21	1952	4	4		結婚していることが見つかった人妻 (Isteri Orang Dicari dan Dinikahkan)	アフマド・ルトフィ
○21	1952	4	30	D	なすべき重要なこと (Yang Mustahak Dibuat)	エドルス
22	1952	5	7		想起せよ! (Ingat!)	アフマド・ルトフィ
○23	1952	6	31		無神論者の行動、挙動に注意せよ (Awat kepada Perbuatan dan Kelakuan Orang2 Mulhid)	エドルス
24	1952	7	36		危険:経済はどんどん逼迫している (Bahaya: Itikad yang Sesat Lagi Menyesatkan)	アフマド・ルトフィ
25	1952	8	5		シンガポールの新月観測法についての覚書 (Peringatan kepada Cara Rukyah di Singapura)	アフマド・ルトフィ
○25	1952	8	23	A	MCAの寄付は「石の裏の海老をとる」なのか? (Hadiah MCA Berudang di Sebalik Batu?)	エドルス
26	1952	9	25		自民族への扱い (Layanan kepada Bangsa Sendiri)	エドルス
26	1952	9	28		マシユミ党における意見対立の状況 (Kedudukan Pertelingkahan Faham di dalam Masjumi)	アフマド・ルトフィ
27	1952	10	45		マシユミ党における深刻な対立は解決できる (Pertentangan Hebat di dalam Masjumi dapat Diselesaikan)	アフマド・ルトフィ
29	1952	12	41	A	国民学校における宗教教育を統一する危険性 (Bahaya2 Menyatukan Pelajaran Agama di dalam Sekolah2 Kebangsaan)	エドルス
○30	1953	1	6	A	シンガポールのカーディはイスラム法の基本を蔑ろにしている? (Kadi2 Singapura Membelakangkan Asal-usul Syarak?)	エドルス
33	1953	4	15		現在のメッカの開発と発展 (Pembangunan dan Kemajuan Mekah Sekarang)	エドルス
33	1953	4	29	E	民族主義国家かイスラム国家か? (Negara Kebangsaan atau Negara Islam?)	エドルス
34	1953	5	35	E	インドネシアにおけるイスラムの情勢と状況 (Hal ehwal dan kedudukan Islam di Indonesia)	エドルス
35	1953	6	14		酒、法律、「安全な飲み物」についての問題 (Arak, Hukum2nya dan Perkara2 yang mengenai "Minuman Selamat")	アフマド・ルトフィ
35	1953	6	25		宗教権威に従うものと従わない者の理解 (Fahaman2 Orang yang Bertaklid dengan Orang yang Tidak Bertaklid)	エドルス
36	1953	7	3	E	国軍との敵対の原因 (Asal Permusuhan dengan Tentera Negara)	エドルス
37	1953	8	18	E	インドネシアの閣僚会議の浮沈の結果 (Akibat Turun Naik Jumaah Menteri Indonesia)	エドルス

注1:コラム A:我々はどこへ行こうとしているのか…? (Ke mana kita hendak dibawa …?) / B:祖国情勢 (Hal ehwal tanah air) / C:ムスリム同胞よ、今こそ団結せよ…! (Ikhwani al-Muslimin, bersatulah sekarang…!) / D:マラヤ連邦における宗教権限 (Kuasas agama di Persekutuan Tanah Melayu) / E:インドネシアにおけるイスラムの情勢と状況 (Hal ehwal dan kedudukan Islam di Indonesia)

注2:欄外の○は、本論にて引用した記事

担い手であった UMNO、特に当時の党首ダト・オン (Dato' Onn) に対する批判が強く打ち出されている⁴。

(2) イスラム組織の結成

1951～52年には「ムスリム同胞よ、今こそ団結せよ! (Ikhwan al-Muslimin, bersatulah sekarang...!)」というコラムが3編書かれている。(1)で触れたマラヤ政治に関する「祖国情勢」の記事のなかにも民族を基盤とする UMNOに対抗してイスラムを基盤とする組織を作ろうという主張がみられるが[坪井2011: 23]、そこから発展してムスリムの組織化、イスラム団体の結成を呼びかける内容である⁵。

(3) イスラム行政

1952年に「マラヤ連邦の宗教権 (Kuasa agama di Persekutuan Tanah Melayu)」というコラムが3編掲載された。これは、マラヤの行政制度におけるイスラムの管轄や位置づけについて論じた内容である。これについては次節で詳しく取り上げる。

(4) インドネシアの状況

1952年以降になるとインドネシアに関する記事が増加する。1952年にはインドネシアのイスラム政党・マシュミ党 (Masyumi) に関する記事が2編書かれ、1953年には「インドネシアにおけるイスラムの情勢と状況 (Hal ehwal dan kedudukan Islam di Indonesia)」というコラムが4編掲載されている。

以上、ルトフィの『カラム』誌上における論説の流れを整理してみると、当初マラヤの政治について積極的に発言していたルトフィが徐々にインドネシア情勢へと言論活動の重心を移行させていったことがうかがえる⁶。これは、マラヤの独立運動がマレー民族を前面に掲げた UMNOが他の民族を代表する政党と連合を組む形で展開されるようになり、非宗教的な連帯が主流となったことで、イスラムによる連帯というルトフィの主張がマラヤでは受け入れられづらくなったことを示唆している。

ルトフィはマラヤ情勢に関しても発言を続けてい

るが、その内容はマラヤ政治全般への論評からテーマ性を強めていっている。マラヤに関するルトフィの言説からは、マラヤ・シンガポールのムスリムの立場を強化するためのルトフィの戦略の変化をうかがうことができる。それはムスリムの個人のネットワークの集積を通じた組織化、制度化を目指すものであり、(2)のムスリム組織の設立、(3)の行政制度におけるイスラムの地位の強化という方向性が示されている。本論では、この変化の内容と意義を考察するため、次節で(3)の3編の記事をとりあげて分析する。さらに、第4節では同時期(1952、53年)のそれ以外のルトフィの記事もとりあげて「祖国情勢」の論調との比較を行い、この時期のルトフィの見解をより広い文脈へと位置付けることを試みたい。

3. ルトフィとマラヤにおける宗教行政

本節では、『カラム』の1952年2～4月(19～21号)に3回にわたって掲載されたルトフィのコラム「マラヤ連邦における宗教権」をとりあげ、その主張を分析する。

ここでの主題は、マラヤにおける宗教の行政的な位置づけであった。全体として、ルトフィが強調しているのは王権の役割である。海峡植民地(ペナン、マラッカ、シンガポール)を除くマレー半島におけるイギリスの植民地体制はマレー王権を通じた間接統治体制であった。このため、王は形式的には主権者であり続けた。マレー王権における王はイスラム秩序の頂点でもあり、植民地体制下でもイギリスとの条約によって「宗教と慣習」に関する権限が認められていた。植民地化にともなう行政制度の構築にともない、宗教(イスラム)の制度化もすすめられたが、宗教行政機構の頂点には王が位置していた⁷。宗教行政の人事権も王のもとにあったため、ルトフィは王権を重視していたのである。

第19号の記事「認識せよ!」において、ルトフィはまずマラヤ連邦条約によりイギリスはマレー人の宗教と慣習には干渉できないことを指摘した⁸。しかし、その発効(1948年)から4年たつにもかかわらず、多くの州で宗教局の管轄する権限の法制化が済んでいな

4 ダト・オンは1946年に結成された UMNOの初代党首であった。UMNOはその名の通りマレー民族を代表する政党であったが、ダト・オンはやがてマレー人以外にも UMNOの党員資格を開放しようとして UMNO内部の反発を招き、1951年8月に UMNOを離党することになる。ルトフィもこの動きを強く批判した。

5 汎マラヤ・イスラム党については、本論集に掲載されている山本論文を参照。

6 1955、56年にも、ルトフィはインドネシアを題材とした記事が3編著している。

7 半島部各州ではイスラム司法官のカーディが政庁によって任命され、州によってはスルタンのもとに諮問機関である宗教評議会が設置された[Roff 1994: 72-74]。

8 イギリス領マラヤは、第二次世界大戦以前は直轄領である海峡植民地(シンガポール、ペナン、マラッカ)および保護領となった王権を核とする九つのマレー州からなっていたが、戦後イギリスはシンガポールを除くペナン、マラッカと九州を統合して連邦とした。そこでは、九つの州における王の「宗教と慣習」に関する権限は基本的に踏襲された。

いと指摘し、改革の必要性を訴えた。スルタンの下にあるウラマー評議会 (Majlis Ulama) は、本来ウンマ全体の利益を実現すべきであるが、自身の利益を優先している [Qalam 1952.2: 12]。このため、宗教行政の制度化が求められたのである。

第20号の記事「アザンを聞け！」では、ルトフィはマラヤにおける宗教権の不可侵性を繰り返すとともに、その管轄について以下のように述べて、権限を行使するためにマレー民族の組織を結成する必要性を訴えた。

現在のマレー人の権利を守るためには、マラヤ連邦の各州の宗教に関する権限を強化する以外にないということは否定できない。その権限はマレー人の王権のものであり、外来者はもちろんのこと、イギリス当局も干渉、侵食することができないように確立され、整備され、管理されている。このため、この地に居住する、もしくは来たばかりの外来者が平等な権利を要求する策略、方法を模索するなかで、一刻も早く民族を基盤とする組織を持つべきことは明らかである [Qalam 1952.3: 1]。

この主張の背景には、既存の民族を基盤とする組織、すなわち UMNOが宗教に関する主張の代表を十分にしていないという認識があった。ルトフィは、民族指導者が口では宗教のために働くと言いながら、実際には宗教の地位を弱めていると主張した。くわえて、「民族を基盤とする勢力」は、すでに彼らが「宗教の仕事も行っている」ために新たな組織を作るべきでないと考えている。しかし、マレー・ムスリムが「壁の外の傍観者」とならないためには「闘争の戦略」が必要であり、そのために新たな組織が必要と訴えたのである [Qalam 1952.3: 1]。

そのなかで求められるのは、スルタンが各州において真摯で正論を述べることでできる人々から構成されるイスラム団体の結成を主導することであった [Qalam 1952.3: 3]。そして、この記事の後段では以下のように主張されている。

現在の宗教局は、我々がそれを活かすための団体を持たないために形ばかりの組織にすぎない。その運営は当局者の独断と部局の努力にゆだねられるのみである。権限を行使するにあたっては、その権限は州参事会の決定によるべきである。州参事会議員はゆくゆくは選挙によって選ばれることになるだろう。

我々が団結しなければ、代表を決め、その代表を参事会に選ぶことが出来ようか？我々の努力でやがて我々の一部が内部で支えられるような民族主義組織となることが期待できようか？我々は民族主義組織の代表の一部が独自に好ましくない行動をしたことをみたのではなかった

か？ [Qalam 1952.3: 3]。

ここでも、現在の宗教行政の機能不全に対する危機感が表明されており、「好ましくない行動」ととった民族主義組織として UMNO が批判されている。ルトフィは、UMNO に代わる組織を結成し、それを通じて行政権限に影響力を行使しようと考えたのである。

ルトフィは、マラヤが独立を達成するには宗教を脅かしかねない他民族と協働しなければならないため、宗教問題に関する確固たる基盤が必要と認識していた [Qalam 1952.3: 2]。このため、宗教行政の強化を通じて権限の指揮系統を整えたうえで、組織を結成して影響力を発揮するという手順を思い描いていたのである。

次に、具体的に提示されたイスラム行政の構想について検討したい。3編の記事のなかでとりあげられたのは、イスラム教育、ザカート (喜捨) の二点である。

第一のイスラム教育に関しては、教育機関であるボンドック、マドラサにおける教育の不備が指摘されている。第19号の記事では、クダ州の例を挙げて、同州は毎年4万人の卒業生を輩出しているものの、その教育が時代遅れで統一されていないこと、礼拝が教えられるのみで人生の指針や社会の原則が教えられていないことが指摘される [Qalam 1952.2: 13-14]。

記事では、ウラマー評議会が主導して教育の改革を行うべきだとして、以下のように主張されている。

もし宗教の権限がスルタンの手にあり、スルタンがそれを管轄する部局を持っているならば、マドラサの教育を時代に適合した水準へと引き上げ、統一するよう規則を整えることは部局の責任ではないのだろうか。この問題に関して効果がある方策は、スルタンによって組織されたウラマー評議会が注意深く監視すること以外にない。彼らは教師を養成するための「師範学校」の設立を慎重に検討すべきだ。教師は各州で教壇に立ち、それぞれの学校において教科書をもとに同じ教育を提供する。教科書は評議会によって任命された委員会によって編集される。委員会は時代の変化の要請にしたがって責務を遂行することが期待される [Qalam 1952.2: 14]。

この師範学校は、州ごとに予算を組んで設立されるべきと主張されている。ここでの主張は、マドラサ、ボンドックの教育の制度化とまとめることができる。行政が教員資格等を整えて教育の規格化を図り、イスラム教育を近代的な学校教育制度のなかに位置付けていくことが提唱されているのである。

第二にとりあげられているのは、ムスリムの義務の一つであるザカートの分配についてである。第21号の

記事「なすべき重要なこと」の冒頭部分では、ブルリス州がザカートに関する法律の制定を検討していることを歓迎している。この背景には、インド人やアラブ人が他地域に住む親族にザカートを送ってしまうという現実があった。ルトフィは、ザカートの使途がウラマーによって決められていることを指摘し、ザカートの趣旨・目的にあった徴収、分配がなされているか、本当に必要としている人にいきわたるかを監視すべきであると主張した〔*Qalam* 1952.4: 30〕。そして、そのためには手続きを制度化することが必要であると述べる。

もしザカート資産に関する法律が執行されれば、ザカートの運営の制度化が期待できる。すべての所得から徴収され、分配も法制化されるようになり、利益をもたらすとともにザカートの意図、目的を満たすことができる〔*Qalam* 1952.4: 31〕。

そのうえで、ザカートをムスリムの資本としてとらえ、マレー人の経済的地位の向上につなげていくことが構想されている。

たとえば今年ザカートは貧しい人びとのために20万リンギット供給された。この収入から従来の方法に基づいて分配され、10%にあたる分が翌年のために繰り越される。十分な金額が集まれば、貧しい人のための家などがつくられ、そこに家族のいない人びとが集められ、貧困から脱するための生活費をもたらすような仕事が教えられる。仕事に習熟したら事業を行うための資金が貸与され、事業が成功したら少しずつ返済していく〔*Qalam* 1952.4: 31〕。

この記事の続きでは、女性に対して裁縫の職業訓練を行うこと、ザカートにより運営され宗教局が管理する裁縫会社を設立して彼女たちに仕事を与え、資本を増やしていくことも提唱されている〔*Qalam* 1952.4: 31〕。

この根底には、マレー人が経済的に遅れているという問題意識があった。記事の最後では、貧困が解消されれば人びとが共産主義の影響から逃れることが出来ると主張されている〔*Qalam* 1952.4: 32〕。マレー人の経済的地位の向上はマレー・ナショナリズムにおける大きな課題であった。このため、ザカートをムスリムの経済開発のために利用することが意識されたのである。

以上二つの点についてのルトフィの見解をまとめたが、こうした構想を実現するためにはムスリムが団結する必要があると考えられた。まず、第19号の教育問題に関して、宗教に権限を持つスルタンの責任が指摘される。王族がムスリムである臣民の状況を慮ることで、臣民は王を敬うことになる」と論じたのである。

ただし、ルトフィはスランゴル州の状況を指して宗教の法制化は現在行われている最中であり、スルタンの権限はまだ十分とは言えないと指摘し、スランゴル州のムスリムが団結してそれを支える必要があると訴えている〔*Qalam* 1952.2: 15〕。

そして、王族と臣民をつなぐのが宗教者の役割である。ルトフィはこうした改革における宗教者の責任を強調しているが、このことは彼が現状のウラマーなどのイスラム役職者に対して強い不満を抱いていたことの裏返しでもある。たとえば、第19号では以下のよう

に述べている。

我々は以下のことを考慮し、知らなければならない。いかに宗教のための高い理想のすべてを達成するために懸命に祈りをささげたとしても、すべての理想はウラマーにより妨げられてしまう。ウラマーは民衆とスルタンの間を包むスカーフとなっている。私の知る限り、ウラマーの理解はとても古く、時代の変化についていけない。すべてがそうでないにせよ、その理解の多くがスルタンに影響するがゆえに、多くの部局は名目のみとなり、そのすべての仕事は期待できない。このため、宗教の名の下で行われる諸活動に不満なウンマの批判の対象となっているのだ〔*Qalam* 1952.2: 12-13〕。

さらに、重臣やウラマーが公共全体の利益となるような状況を欲せず、処置を阻害しているという宗教局高官の発言を引用して、ウラマーを時代遅れと批判した〔*Qalam* 1952.2: 13〕。先の引用からは、ルトフィがウラマーなどイスラム役職者を王と人民を仲介する存在ととらえていたことがうかがえる。

全体として、これらの論説はイスラムに関する諸活動を近代国家のなかに制度化すべきという提言ととらえられる。個々のムスリムの活動を組織化するとともに公的制度のなかのイスラムの地位を強化し、組織を通じて行政に影響力を行使することが構想されていた。ただし、これらの提言はイスラムに関する諸制度を強化し、その運営を改善しようとするものであり、制度自体の変更を迫るものではなかった。ルトフィは、既存の植民地の国家機構と王権を頂点とするマレー人の秩序を受け入れ、その枠内で個々のムスリムの活動を強化し、公的なものとしていくことを目指していたのである。

4. マラヤ政治に対する言説： 「祖国情勢」の論調との比較

本節では、前節でとりあげたようなルトフィの論説

をふまえて、彼の主張が『カラム』全体の論説のなかでの位置づけを検討したい。既述したように、以前彼が執筆していたマラヤの政治情勢を扱うコラム「祖国情勢」では、アブハム (Abham) という著者が1952年12月～1953年8月 (第29～38号) にかけて9編のマラヤの政治状況に関する記事を書いている⁹。そこで、ルトフィがこの時期に書いたマラヤに関する記事3編 (23、25、30号) を適宜取り上げつつ、「祖国情勢」の論調とルトフィの見解とを比較していきたい。とりあげる主題は、他民族との関係、国家構想、マレー人に対する認識の三点である。

(1) 他民族との関係

マラヤの政治のこの時期の課題は独立にむけた体制作りであった。特に、マレー人の立場からは、華人をはじめとする他民族との関係構築は大きな問題であった。1952年1月にUMNOは華人政党であるMCA (マラヤ華人協会) の連盟を結成し、この課題に関する主導権を握った。

ルトフィは、第25号 (1952年8月) のコラム「我々はどこへ行くとしているのか」で、MCAがマラヤとシンガポールのマレー人の「福祉」のために50万ドルを寄付したことを扱っている。ルトフィは、これがマレー人の歓心を買うための布石にすぎないとして華人への警戒感をあらわにした。

援助は二つの事情からでてきたものだ。一つは政治目的であり、二つ目は誠意である。そのなかで明らかなのは、政治がこの援助の目的のほぼすべてであり、このためこの援助は「石の裏の海老をとる」ことを意味するということだ。すなわち、マレー人に好印象を植え付け、特にMCAにとってはわずかな犠牲によって、やがて外来者に重要な権利を与えることを批判、反対するマレー人の感情を懐柔しようというのだ。MCAは、まだその権利は公的に政府によって認められていないが、公式にこの国の政治団体であることを表明している。彼らのマラヤの子 (putera Malaya) としての地位はまだ完全でなく、保証されていないが、これはこの国における権利の平等の要求が表出したことを意味する [Qalam 1952.8: 23]。

さらに、ルトフィはMCAの党首タン・チェンロク (Tan Cheng Lock) が1943年にマレー人の感情を和らげるためには「砂糖」を与えるほかにないという覚書をイギリス政府に出したと指摘し、甘さが消えた後には政治的権利を要求するだろうと述べた [Qalam 1952.8: 23]。ルトフィはイスラムを核としたマレー人の統合に関心を集中させており、華人など他民族に対しては敵対的

な姿勢をとっていた。

一方の「祖国情勢」にも華人への警戒感はみられるものの¹⁰、UMNOとMCAとの連合は肯定的に評価されている。『カラム』では、イギリスが民族間の対立を理由にマラヤの独立を遅らせていると認識されていた。華人との良好な関係はマレー人およびマラヤが独立の準備ができていることを示す材料でもあった [Qalam 1953.3: 46]。これは多民族による政治体制の構築を視野に入れたものであり、ルトフィとは対照的な視点である。

(2) 独立後の国家構想

国家体制に関して、ルトフィはイスラムを基盤とするナショナリズム、国家を主張していた。第23号のコラム「イスラム、政治、ナショナリズム」は「無神論者の行動、挙動に注意せよ」と題した記事であり、イスラムと国家体制に関して以下のように述べている。

カラチ訪問とインド滞在から帰国した後、ダト・オンは約500人 (ほぼすべてがインド人) の前で演説を行い、マラヤは将来インドのやり方に従って法制度を作りたいと述べた。これは、パキスタンのやり方ではない、より明確に言えば、宗教を基盤としないということと思われる。このようなことは、我々の一部によりいつもなされてきた。彼らは宗教が現世的なこととは関係ないため、ジャウィカローマ字表記かという問題は宗教とは関係ない、統治は宗教とは関係ないと考えている。このため彼らのなかには宗教は発展を阻害し、自由を侵害するという者もいる。その次は、宗教を軽視し、宗教の重要性を無視する発言や行動である。彼ら自身はムスリムを名乗っており、ムスリムではないといわれると怒るのだ [Qalam 1952.6: 31]。

ここでは、宗教と政治を分けるムスリムとしてダト・オンが批判されている。ルトフィは、西洋的なナショナリストは宗教が個人的なものであり、社会、政治、経済の指針とならないとみなしていると指摘する。そして、そのようなナショナリズムは宗教の教えを蔑ろにする無知なナショナリズム (kebangsaan jahiliah) であると批判している [Qalam 1952.6: 31]。

さらに、イスラム法が民事、刑事、商業、婚姻、礼拝、社会など広範な事象を扱っていることを指摘し、クル

9 著者アブハムについては詳細は判明していない。ルトフィのペンネームである可能性もあるが、その場合は彼が別人格として明らかに論調の異なる記事を著していたことになり、いづれにしても両者の記事の差異を分析することは有意義と思われる。

10 たとえば、第29号では教育問題が取りあげられ、華語を使用する学校を国民学校として認めよという華人の要求に対する批判がなされている [Qalam 1952.12: 35-37]。

アンを引用しながらイスラム法を順守しない者を批判している。とくに上に立つ者の重要性が強調されているが、悪しき例として挙げられたのが近代化したトルコである。

上記のクルアンやハディースから明らかなように、悪魔を我々の長として忠誠を誓うことはできない。我々はすでに、現在手本とされているムスタファ・ケマルがいかにもトルコを近代化させ、西洋国家のような国家にしまったかを目の前で見ています。いくつかの著作で、ムスタファ・ケマル自身は酒飲みで、好色であったことが示されている。彼はあまりに自由な交際、ダンスを合法化し、愛しあってさえいれば結婚できると語った。(カリフたちによって完全に執行されていたとは言えないとしても)イスラムを基盤とする長年の法は、スイスの法にとってかわられた。それだけではない。アザンや礼拝の詠唱も自らの言葉に変わった。このようなやり方にマレー半島の我々も従うのだろうか？ [Qalam 1952.6: 33]

さらにルトフィは、「マラヤではイスラムが文明をもたらしたのであり、イスラムによって人びとは犠牲の意味を知り、文字によって神に示された文化を知った」と述べ、無神論者がウンマの眼を欺こうとしていると批判している [Qalam 1952.6: 34]。ここでは、ルトフィのジャウイをイスラム文化の一部、ムスリムを結びつける紐帯として重視していたことがうかがえる。

一方で、この時期の「祖国情勢」には、将来的な独立を訴えるのみで、具体的な政治体制をめぐる議論は見られない。イギリスによる世俗的な国家制度は前提とされており、多民族な政治体制のなかでマレー人がいかなる地位を占めるかという点に関心が集中している。特にマレー人からの地位向上に向けての要求として強調されたのが、教育問題、官吏登用、経済開発の三点であった [坪井 2010: 12-14]。これらはいずれも華人やその他の民族に対してマレー人のシェアの確保を目指す姿勢が根底にある。教育については、非常事態下で華人の集落・学校の建設が進む中でマレー語学校の建設のための予算の獲得が主張された [Qalam 1952.12: 39]。官吏の登用に関しては、マラヤの最上位の官僚機構であるマラヤ高等文官制度への他民族の参入の防止が主張された [Qalam 1953.1: 11]¹¹。マレー人の経済的地位の向上については、農業を基盤とした産業振興が提唱されている [Qalam 1953.2: 16]。ルトフィはザカートに関する論説のなかで第三のマレー人の経済振興については同様の主張を行っているが、他の二点については扱っていない。ここでも、多民族社会の構造を前提とした「祖国情勢」とマレー人とい

う集団のみに関心を集中させたルトフィという視角の違いがあらわれているといえる。

(3) マレー人に対する認識

最後に、マレー人という集団についての認識を考えてみたい。両者に共有されているのは、マレー人という集団内部に王族と民衆(臣民)という階層関係があることである。マレー・ナショナリズムにおいては、均質なマレー民族という集団を形成することが大きな課題となっていた。

「祖国情勢」では、王族、貴族と民衆との乖離が強調されている。有力貴族が独立問題を討議する会議を招集したものの、UMNOを招待せずに疎外する態度をとったことに対して、有力者層が自らの利益のみを考え民衆の視点に立っていないと批判された [Qalam 1953.5: 6-7]。UMNOに対して好意的でない王族、貴族がマレー人の団結を阻害する存在とみなされたのである。

一方で、ルトフィは前節で述べたとおり、王族の役割を重視していた。同時に、王族、貴族と臣民をつなぐ存在としてイスラム役職者を想定していた。ルトフィの構想のなかでは、イスラムという紐帯はマレー人という集団内部の階層関係を超克するものであったといえよう。

しかし、ルトフィの眼には現実のイスラム役職者は旧態依然とした存在であり、その役割を担うことができないと映っていたことも既述のとおりである。ルトフィのこの時期のほか記事にもイスラム役職者に対する批判がみられる。30号(1953年1月)のコラム「我々はどこへ行こうとしているのか」では、シンガポールにおける離婚率の高さがとりあげられ、それがカーディの怠慢によるものと批判している。

シンガポールにおける結婚、離婚の統計をみると、離婚が婚姻数の50~60%近くにまでのぼっている。このような状況に至った原因については多くの考察、探究がなされている。私の観察では、慎重に原因を求め、研究すると、その多くが夫婦間の離婚問題に直面した際のこの地のカーディのイスラム法に対する軽視や怠惰に起因する。この軽視の原因が収入になるため、すなわち多くの結婚と離婚、特に離婚事務はそここの当事者と会うことでお金を要求できるために彼らの収入が増えると思われるためか、それともほかに原因があるのかはわからない [Qalam 1953.1: 6]。

11 1948年6月、主に華人から構成されるマラヤ共産党の武装蜂起がおり、当局は非常事態を宣言し、共産党の補給を断つために地方部の華人を強制移住させた。これらの華人の集落として新村が形成され、生活基盤の整備のために多額の予算が投じられた。

ルトフィは、夫側の弁護士として離婚問題に関わった自らの体験として、イスラム法にてらして、本来ならばカーディが妻側に弁護士の選任を働きかけるべきであったにもかかわらず、カーディが積極的に仲介をしようとしなかったために問題の解決に時間を要したことを述べ、カーディはイスラム法の根源を理解すべきであると論じた[Qalam 1953.1: 68]。ルトフィが構想するイスラムを核とするマレー人という集団のなかではイスラム指導者が果たすべき役割は重要であり、その論説は彼らに向けられた部分が大きかった。

ルトフィと「祖国情勢」の言説を比較してみると、マレー・ムスリムの立場からの発言として共通する点はみられるものの、両者の間には視角の違いがみられる。「祖国情勢」はマレー・ナショナリズムの観点からマラヤの多民族社会のなかでマレー人の地位を向上させることを目指しているのに対して、ルトフィはマレー・ムスリムに視点を集中させ、イスラム国家という理想を掲げながらムスリムの集団内部の結束を訴える。そして、他者からの干渉の防止のための方策としてイスラムの制度化を提唱しているのである。

5. おわりに

本論では、1952、53年におけるルトフィのマラヤに関する言説を『カラム』全体の文脈へと位置付けることを試みた。ここから明らかになるのは以下の点である。

この時期、ルトフィは政治全般を扱うコラム「祖国情勢」からより個別性を持ったコラムへと執筆の場を移し、特に行政のなかでイスラムの地位を強めるための論陣を張った。マラヤにおいてイスラム主義がマレー・ナショナリズムのなかに埋没していくなかで、彼はマラヤ全体を論じるのではなく、ムスリム内における秩序という文脈で論説を展開した。

彼の主張は、UMNOやウラマーなどイスラム役職者への批判など、一面では急進的なものであったが、性急にイスラム国家を目指すというようなものではなく、全体としては公的な場におけるムスリムの地位の向上に向けての現実的な提言であった。彼の主張は既存のマレー・ムスリムの社会秩序を前提として、その制度化とともに役職者や個々のムスリムの自覚を促し、その運営を改革すべきというものであった。個人から出発してムスリムのネットワークを制度化し、近代国家の枠組みの中にあてはめていく戦略といえる。

一方で、それまでルトフィが筆を執っていた「祖国

情勢」は1952年から著者がかわり、論調も変化した。そこでは、イギリス政庁や華人など他民族との交渉を意識し、全体として多民族社会のなかで、その一員としてのマレー人の地位やシェアをどのように確保していくかという戦略が模索された。これは、マラヤにおけるマレー・ナショナリズムの主流派となっていく見解である。

二つの論説は一見対立するようにもみえるが、マレー・ムスリムという集団が多民族・多宗教の社会の中でどのように自己の位置を確保していくかを模索している点は共通している。その方法論は近代社会のなかで自らの制度化を進めることであり、ルトフィはイスラムの制度化を、マレー・ナショナリズムは民族の制度化を志向したといえる。結果として、『カラム』全体としてみれば両者の役割分担が認められる。ルトフィが書くコラムを変えることで、アプローチの異なる二つの論調を併存させたところに『カラム』の戦略があるのではない。単に自説を主張するというだけでなく、社会の状況を踏まえながら少しでも主張を現実化させようとする柔軟性をそこに見いだすことができる。

『カラム』の論説からは、マラヤの状況に応じて細かく変化していくイスラム知識人の戦略が浮かび上がる。こうした『カラム』の論説の事例を積み重ねていくことで、彼らの戦略をマレー語ジャーナリズムというより広い文脈へと位置付けていくことが可能なのではなかろうか。

参考文献

- Roff, W. R. 1994 (1967). *The Origins of Malay Nationalism (Second Edition)*. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- Talib Samat. 2004. *Ahmad Lutfi: Penulis, Penerbit dan Pendakwah*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- 坪井祐司 2010 「コラム「祖国情勢」に関するノート」山本博之編『カラムの時代：マレー・イスラム世界の近代(CIAS Discussion Paper No.13)』京都大学地域研究統合情報センター：10-17.
- 坪井祐司 2011 「シンガポールのマレー・ムスリムからみたナドラ問題」坪井祐司、山本博之編『カラムの時代Ⅱ——マレー・イスラム世界における公共領域の再編(CIAS Discussion Paper No.19)』京都大学地域研究統合情報センター：17-24.
- 山本博之 2002 「資料紹介『カラム』」『上智アジア学』20: 259-343.